

# ふるさとと納税のご案内

秋田県と県内の市町村を応援してくださる方々のご支援をお待ちしております



高貴な田舎  
AKITAVISION

## ふるさと納税とは

「ふるさと納税」は、生まれ育ったふるさとや応援したいと思う地域の自治体に対する寄附制度です。ご寄附いただいた場合、お住まいの自治体に納めている住民税などについて一定限度まで控除が受けられます。

秋田県では、お寄せいただいた寄附金については、お申込みの時点でご指定いただく次の1~6のご希望に添って活用させていただきます。



「©2015 秋田県んだっちゃん」

### 1 明日の秋田を担う人材を育てたい

〈例〉学力・体力日本一レベルの秋田っ子を育成  
少子化・人口減少対策の推進

### 2 ふるさとのお宝を次世代に継承したい

〈例〉自然環境と景観の保全活動の推進

### 3 おじいちゃん、おばあちゃんも安心して暮らしてほしい

〈例〉高齢者を地域で支える体制づくり

こんな  
元気づくりを  
ご支援ください

### 4 活力ある秋田づくりを応援したい

〈例〉・再生可能エネルギーを利用した発電導入の促進、関連産業の育成  
・動物愛護の拠点整備、保護した犬猫を新しい飼い主に譲渡する活動の推進

### 5 使い道はおまかせします

### 6 1~5以外へ

## ご寄附いただいた方と秋田とのきずなを深めます

秋田県ではご寄附いただいた方に「ウェルカムサービス優待スタンプカード」をお送りしています（※寄附金額が6,000円以上の、県外在住の方に限らせていただきます）。優待スタンプカードを提示された方は、提携施設において、宿泊料や入館料などの割引優待サービスが受けられます。詳しくは、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」をご確認ください。

- 本カードを持参された方は、別紙提携施設においてウェルカムサービスが受けられます。
- 施設によってサービス内容・利用可能な人数・回数・営業時期・必要なスタンプ数等が異なりますので別紙提携施設一覧をご確認ください。
- サービス内容を変更する場合がありますので、ご利用の際は事前に各施設へお問い合わせください。

秋田県 01-00X

### ふるさと寄附金 ウェルカムサービス優待スタンプカード

有効期限：20XX年〇月〇日まで（2年間）  
カードは再発行いたしません。

秋田県知事 **20スタンプ  
見本(表)**



©2015 秋田県んだっちゃん

## 所得税・住民税の控除が受けられます

- 秋田県または県内市町村への寄附金のうち、2,000円を超える部分について、一定の限度まで、所得税と住民税の控除が受けられます（※控除の限度額は、個人住民税所得割額の2割までとなります）。  
ふるさと納税に係る控除額については、総務省の「ふるさと納税ポータルサイト」に掲載されている「全額控除されるふるさと納税額（年間上限）の目安」をご参照ください。
- 「ふるさと納税」による税の控除を受けるためには、**確定申告が必要（原則）**ですが、「**確定申告が不要な給与所得者等の方**」について、**寄附先が5団体以内の場合に限り、寄附いただいた団体に申請することにより、確定申告不要で控除が受けられる特例制度（以下「ワンストップ特例」といいます）**があります。  
ワンストップ特例の申請を希望される方には、ご寄附をいただいた後に、寄附金受領証明書と併せて、「申告特例申請書」の所定様式を送付いたします。

## 秋田県へのご寄附の申込みは、ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」が便利です

**【申込方法】**次の①～④からお選びいただけます。

- ①ふるさとチョイス：パソコンやスマホ等から「ふるさとチョイス」で検索し、ウェブサイトから寄附の申込み手続きを行ってください。
- ②e - m a i l：秋田県公式サイト「美の国あきたネット」から申込書をダウンロードし、ご記入の上、「Akitamiraisenryaku@pref.akita.lg.jp」に送信してください。
- ③電 子 申 請：次のURL又はQRコードにアクセスし、「秋田県電子申請・届出サービス」から手続きを行ってください。  
<https://s-kantan.com/pref-akita-u/>
- ④申込書のFAX送付（018-860-3870）、郵送、窓口への直接お申込み。

**【入金方法】**次の①～④からお選びいただけます。

- ①総務省リーフレットの払込取扱票によるゆうちょ銀行口座への振込（手数料無料）
- ②秋田県納付書による納付（指定金融機関からの納付は手数料無料）
- ③専用銀行口座への振込（振込手数料をご負担願います）
- ④クレジットカード払い（※決済の下限金額があります。ふるさとチョイスのウェブサイトからのみ可能です。  
VISA・MasterCard・JCB・ダイナース・American Expressに対応）



## 秋田県への資料・申込書のご請求やお問い合わせなどは、こちらまでお願いします

〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1  
秋田県あきた未来創造部あきた未来戦略課「ふるさと納税」担当  
電話：018-860-1232 ファックス：018-860-3870  
e-mail Akitamiraisenryaku@pref.akita.lg.jp

美の国あきたネット <http://www.pref.akita.lg.jp>（「ふるさと納税」で検索・申込用紙がダウンロードできます）

## 県内市町村でもご寄附をお待ちしています

ふるさと納税は、県内市町村でも受け付けています。県内市町村への寄附をご希望される場合は、次の窓口にお問い合わせください。

秋田市 ☎018-888-5487	能代市 ☎0185-89-2142	横手市 ☎0182-35-2266	大館市 ☎0186-43-7027	男鹿市 ☎0185-24-9142
湯沢市 ☎0183-55-8274	鹿角市 ☎0186-30-0205	由利本荘市 ☎0184-24-6266	潟上市 ☎018-853-5302	大仙市 ☎0187-63-1111
北秋田市 ☎0186-62-6606	にかほ市 ☎0184-43-7510	仙北市 ☎0187-43-1112	小坂町 ☎0186-29-3907	上小阿仁村 ☎0186-77-2221
藤里町 ☎0185-79-2111	三種町 ☎0185-85-4817	八峰町 ☎0185-76-4603	五城目町 ☎018-852-5361	八郎潟町 ☎018-875-5801
井川町 ☎018-874-4411	大潟村 ☎0185-45-2111	美郷町 ☎0187-84-4901	羽後町 ☎0183-62-2111	東成瀬村 ☎0182-47-3402